

会 議 録

会 議 の 名 称	令和2年度第4回上尾市図書館協議会	
開 催 日 時	令和3年2月22日（月）午後1時30分から午後3時5分まで	
開 催 場 所	上尾市図書館本館2階 集会室	
議長(委員長)氏名	代島常造	
出席者(委員)氏名	代島常造、若松昭子、須賀聡、北川悦子、岸清俊、山田浩一、佐々木智美、加藤寛子、清水松代	
欠席者(委員)氏名	藤波貢、関口典子、宮内礼子	
事務局(庶務担当)	島田館長、山内主幹、河原塚副主幹、中島主査、内山主査、岩崎主事、朝見主事	
会 議 事 項	1 議 題	2 会 議 結 果
	(1) 議題 ① 第3次上尾市図書館サービス計画（案）の市民コメントの結果について ② 第3次上尾市子どもの読書活動推進計画（案）の市民コメントの結果について	別紙「議事の経過」のとおり
議 事 の 経 過	別紙「議事の経過」のとおり	傍聴者数 6名
会 議 資 料	資料1 第3次上尾市図書館サービス計画（案）に係る意見書及び回答 資料2 第3次上尾市子どもの読書活動推進計画（案）に係る意見書及び回答 資料3 今後の計画策定スケジュール（予定）	
議事のでん末・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。 令和 年 月 日 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> 令和3年3月26日署名済み 議長（委員長）の署名 _____ </div>		

議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
	議題① 第3次上尾市図書館サービス計画（案）に係る意見書及び回答について
議長	議題①について意見、質問を求める。
A委員	事前に送られた資料と本日机上にある資料とでは何か変更はあるのか。
事務局	変更はない。
B委員	市民コメントの意見について、いくつか単元的に分けられ、その中で施設・設備については18件と説明されたが、こちらの意見書ではどちらがその18件にあたるのか。
事務局	該当の項目は1、2、3、5、8、20、27、28、30、37、45、51、52、53、54、55、56、57番である。
副委員長	気になるところが3つある。1つは新図書館計画が白紙に戻ったことについて言及がないことである。事務局には言及を求める。2点目は司書と職員に関することである。図書館司書について法律上配置義務はないが、「望ましい基準」において、配置に関する努力義務は課せられている。市の考え方（回答）において上尾市図書館がその努力義務を果たすために行動していることを記載するべきである。3点目は指定管理者制度についてである。市民コメントの中で「図書館協議会も含めて、十分論議が尽くされていないため」という文言があったが、そのようなことは全くない。以前、図書館協議会に指定管理者に関する答申依頼があり、約1年間、我々は検討し、その結果を答申している。したがって、まったく白紙の状態、これから指定管理者制度を審議するというわけではない。そのことを市の考え方（回答）で記載するべきである。
事務局	1点目の新図書館複合施設の経緯については、確かに、計画の中では事細かく触れてはいない。資料の1頁目で「新図書館計画の見直しという大きな計画の転換を経験したことで」というところで集約している。資料1を見たところではその経緯はわからないので、これについては本体で修正を検討していく。2点目の司書の考え方については、計画で事細かく述べることは想定していない。しかし、市の考え方（回答）で、ご指摘の通り、法の考え方について、法令上の配置義務はないと当然確認はしているが、そのため司書を置かなくてよいというわけではない。「望ましい基準」の中に、「任命することが望ましい」とあることも当然認識している。以上のことを踏まえ、図書館では、社会情勢や行政の方針に基づいて、配置義務ではないが努力義務はしていくという前提で、司書資格者の配置をできる限りお願いし、安定的な図書館サービスを提供できるように努めている。市の考え方（回答）の中で、少し修正をかけ、反映していきたい。3点目の委託・指定管理者の考え方は、サービス計画本体には市民にとって優良な安定的な運営を目指していくということで、具体的な表示はしていない。しかし、指定管理も含めて考えていくことは、当然のことと考えている。市の考え方（回答）の中で、そのことも踏まえていきたい。加えて、新図書館複合施設建設に先立ち、平成28年度の図書館協議会において、運営の方法の一つである指定管理について諮問答申を行わせていただいた。結果、専門的な業務を直接行っていくべきであるということで、直営が望ましいということになったと思う。その答申の内容も考慮しながら、市の考え方もあるので、調査研究をしていき、市の考え方（回答）の

	中に含めたいと考えている。
議長	3点目の市の考え方に反映というのは、市民コメントの何番の市の考え方(回答)になるのか。
事務局	6番である。
事務局	補足する。6番がダイレクトな質問であるが、関連するご質問としましては、市の運営とか民間委託という項目は6番以外に、42、58、63番が該当する。これらを合わせて検討したいと考える。ただ、指定管理については6番だけである。
議長	そこの市の考え方(回答)を改めるということか。
事務局	改める方向で考えている。
副委員長	市の考え方を回答として示す際、市民コメントを提出した方は自分のコメントにどのような回答がされるかというのは知りたいと思うであろうから、市民の方の図書館に対する思いや疑問に直接的に返信できることは中々ないので、市の考え方を回答として示すいい機会だと思い、理解を深めてもらうためにもう少し丁寧に対応する姿勢で回答するのがよいかと思う。
事務局	お言葉を重々承知したうえで、対応させていただく。
B委員	市民コメントの37、55、57番で、「若い人の意見を」がある。また、「学習スペースが欲しい」という意見がでてきている。それが現実になることを願いたい。資料1上で市民コメントに参加したのは11名と記載があるが、37、55、57番は違う方からでてきた意見か、それとも同じ人からの意見か。
事務局	基本的に施設関連で今挙げていただいた内容は別の方の意見である。ただ、施設について違う角度からご意見いただいている18件のケースについては、同じ方が含まれる。
B委員	違う方からも「学習スペース」や「若い人の意見」をお願いしたいという意見がでてきているということだが、それは多くの方が関心をもち、必要だと考えていることだと考える。ぜひ、実現する方向で考えていただきたいと思う。
事務局	要望とか、施設に関する意見があるのは、重々承知している。この計画の趣旨は、図書館の基本的な方針として方向性を示すものである。進行管理で具体的な対象を挙げ、これを事業計画で取り組む作りになっている。こちらの内容については計画書の第4章に記載されていることである。
事務局	学習席やスペースについては重要な課題と位置付けている。今、4章に記載と申し上げたが、その他3章では3.5「若者の自立支援」というところで「図書館で気楽に学習できる機会・環境を整備します」、3章4.1「学習活動環境の整備」では、「学習活動の支援につながる学習席等の増設のほか、『サードプレイス』としての役割を担えるように」という方向性で位置付けている。予算の関係もあるが、計画に記載したからには実施できるように努めていく。その中で、別の市の計画と合わせながら考えていき、あくまでもその方向性で本計画を位置づけ、進めていきたいと考える。
A委員	今回私たちに提示された市民コメントは今後どのような形で市民に公表するの

	か。市の考え方（回答）は、ホームページなどで公表する予定があるのか。
事務局	上尾市市民コメント制度要綱に基づき、必ず公表することになっている。公表にあたっては、様々な意見をいただいたが、市の基本的な施策に対する考え方を、意見として回答していく。また、全体の施策、計画書に反映した内容も含め、適切な時期をもって公表する。図書館のホームページと情報公開コーナーに設置することになる。
A委員	そのときに発表する案が回答案ということか。
事務局	お見込みのとおりである。
C委員	今の発表はあくまでも、市教育委員会として発表するということか。つまり、市の考え方は、教育委員会の考え方になるということか。
事務局	いただいた意見とそれに対する市の考え方(回答)の案は一度教育委員会に挙げ、意見をいただいている。最終的に公表する際は、現時点で修正していない部分も含めて対応していきたいと考えている。なお、教育委員会の他の計画も同じような手続きをとって進行している。
事務局	追加だが、教育委員会では既に概要を説明しているが、詳細までは時間の関係で、説明できていないが、報告をしている。次回の教育委員会でも、これを受けて協議していただくという予定になっており、全て修正をしたものではない。
C委員	その点は分かるが、市の考え方として回答していると言っても、先ほどの司書の在り方だとかは、教育委員会としての考えがあってもよいと思う。市全体の人事行政とか職員管理とかはあるのかもしれないが、教育委員会としては、ここに重点を置きたいのだという考え方が出てもよいのではないか。それから、先ほどの計画体系のところだが、上尾市教育振興計画とか上尾市総合計画とか上尾市公共施設等総合管理計画とか行財政3か年実施計画等が全部切り替わってくる。新図書館の総括もそちらでも触れられていると思うが、市民コメントの16番で計画の位置づけについて「今後の校正において検討します。計画書の内容が複雑にならない範囲で表現を工夫します。」と書いているので、新しい動きなども取り入れられれば入れてほしいと思う。
事務局	参考にする。
	議題② 第3次上尾市子どもの読書活動推進計画(案)の市民コメントの結果について
議長	議題②について意見、質問を求める。
D委員	表記に関することだが、資料2の7番の「子ども」の表記について、私どもの市P連の広報の部会などでは、「子ども」の表記について論議されることがある。文科省の表記の使い分けが示されているが、この使い分けの具体的な例をおしえてほしい。
事務局	「子ども」の固有名詞では、「子どもの読書活動支援センター」、「第3次子どもの読書活動推進計画」など平仮名となっている。
D委員	そういう名詞に使うときの「子ども」は平仮名ということか。

事務局	そのとおりである。
副委員長	2頁の12番は、色々細かな部分で意見をいただき、先の司書職制度の意見の方と同一と思われるが、市の考え（回答）が素っ気ないと感じる。計画に意見の内容を入れる必要があるかを考えると、確かにあまり必要はないと思うが、せっかく出された意見に対して、何か付け加えてもいいかと感じる。
事務局	12番について、子どもの読書活動推進計画の中では、学校との支援というのが基本的には主な内容である。具体的に、学校行政の中で、考えていただくことになると思うので、学校側にそういった意見があったことを伝えていく。また、いただいた意見であるので市の考え方（回答）を加筆修正していきたいと思う。
副委員長	このことに関しては今回の計画ではどうにもできないし、まさに行政の問題だと思う。しかし、今回は計画の中には入れられないけれども、館長が言われたようなことを、付け加えられたらいいと思う。
E委員	学校の立場から、少しこの件について実際のところを述べさせていただきたい。一般論として、このような考え方もないことはないと思う。しかし、司書教諭になること自体が、マイナス的なイメージではない。学校の中には教員がそれぞれ担うべき役割がある。その中の一つとして、学校図書館の司書教諭というものがある。これは、法律によって、12学級以上の場合は必ず発令しなければならない決まりがあるので、上尾市の場合、全33校で発令されている。これがマイナス的なイメージの書き方をされているが、決してそのようなことはない。本校の場合も、非常に前向きに学校図書館を運営しているので、決してこれがすべてではないということをご理解いただきたい。特に、上尾市の場合、中学校全校には常駐ではないが、小学校には22校の全てで学校図書館支援員という名称で、学校図書館司書のような立場の職員が配置されている。その点で、司書教諭の負担が軽減されており、学校図書館の運営がスムーズにいつているというのは事実である。
副委員長	ぜひ、E委員の意見を市の考え方（回答）に入れていただきたい。
議長	上尾市は子どもの読書活動には非常に先進的な市だと思うので、今のような前向きな内容も入れつつ、12番の市の考え方（回答）としたらいいと思う。そうでないと、実情を知らない人はこれが上尾市の学校教育の実態なのだと思われる。E委員の意見は本当だと思うので、そのことを補完していただければ、ありがたいと思う。
A委員	補足であるが、指導課が配置している学校図書館支援員というのは、すばらしくよい活動をされている。上平小学校は、去年、文部大臣賞を取られた。私も拝見したが、素晴らしい取組をしている。そのようなことを大いに宣伝すべきである。小学校では、全校に学校図書館支援員がいるというのを、強調していただきたい。私もこれを読んだときに、ノーギャラでなどと書いてあり、さみしいなど感じる。マイナス面だけではなく、前向きなところを宣伝してほしい。私も若松副委員長、代島委員長と同意見で、大いに入れていただきたいと思う。
副委員長	17番で「小・中学校とも『学校司書』が常駐し、授業に入ってブックトークができるようになってほしいです。」というところは、先ほどの法律と係るが、学校司書という専門職は最近制度化されたものである。しかし、学校司書が制度化される前に、学校や現場では専門職が必要だったので、色々な形で対応してきた。司書資格を持った人や、上尾市の場合では、学校図書館支援員という形でいたわけである。法律の方が後付けなので、それよりも私たちは先にやっているのだと

	<p>いうことをここで言うてもらいたいと感じる。この計画の中で、学校司書と学校図書館支援員というものをきちんと説明してもらいたいと前回の図書館協議会でお願いした。上尾市は、学校司書の発令はしてはいないが、学校司書が制度化される前に、既に専門職に相当するものとして、学校図書館支援員を独自に置いていたことを、しっかり説明してほしいと思う。色々いいところをたくさんやっていると思うので、回答が皆さんにわかっているだけでもいいと思う。</p>
事務局	<p>参考にする。</p>
D委員	<p>14番で言われている、「ライトノベル」というのは、アニメ作品と理解してよいか。</p>
A委員	<p>ライトノベルすなわちアニメ作品ではない。ライトノベルからマルチメディア化してアニメになったり、小説版にもなったり、マンガにもなったりもするが、「ライトノベル」イコール「アニメ」ではない。</p>
D委員	<p>ライトノベルはいわゆるフィクションの分類の一つと認識しているが、これを電子書籍化する際、著作権等の問題がでてくるかと思う。また、青少年に人気のあるというだけでなく、最近こういった作品は、40代、50代、60代にも非常に人気があるので、ぜひ推進していただければありがたい。あと、いろいろな権利関係、クリアしていただければ進めていただければ、取り組む際は良いと思う。</p>
事務局	<p>参考にする。</p>
A委員	<p>電子書籍版とあるが、元々出版社から電子書籍として出ている、そのことを言っているのか、もしくは、ライトノベルがあって、それを独自に電子書籍化するのか。前者と後者では全く性質が違う。著作権法を踏まえた上でどう考えているのか。</p>
事務局	<p>ここで、電子書籍版で提供してというのは、あくまでも利用者からのご意見としてのことである。図書館自体は、著作権に反して、電子書籍として、オンラインとしてつなげるということは当然できないことである。この電子書籍化することに関しては、青少年対策という意味で、読書離れが全国的に懸念されているので、何らかの形で、青少年に読書率の向上が期待できるような対策をしていきたいと考える。第3次子どもの読書活動推進計画の中でも、挙げているところではある。電子書籍の導入については青少年対策の面だけではなく、このコロナ禍での家庭での滞在が多くなる中、有効なことだと考える。導入することにより、いままで図書館の利用がない方にも読書に親しむきっかけにもなるかと思う。加えて、図書館の利用に障害がある方にとっても音声で聞いて読むという方法にもなる。また、英語教育など外国語教育でも、今、電子書籍は音声発信で、原語で語りかけてくれる機能もあるため、語学教育の一環でも有効だと思う。青少年対策だけではなく、いろいろな面で、活用を図っていくことも、今後重要なのかと思う。特に、コロナ禍というのも一つのきっかけになると考えている。A委員の質問に対する回答としては、電子書籍を図書館がつくっていくということではないということである。</p>
A委員	<p>回答の中に今おっしゃったことをいれてもらおうと、勘違いする方も減るかと思う。図書館が全部電子書籍化して貸してくれるのだと思う人もなかにはいると思う。</p>
事務局	<p>議事の内容を参考にし、修正、追加する。</p>

議長	A委員の意見の趣旨を踏まえた修正をお願いする。
事務局	計画の本体を修正するのではなく、市の考え方（回答）の中に、電子書籍を活用して、青少年対策は一つの事業の考え方であるので、そこは今後具体的に進めていきたいと計画の中でも位置付けている。ただ、その回答に対する考え方については、回答を修正していきたい。
F委員	<p>子どもの読書活動推進計画だから、当たり前なのかとも思うのだが、施設・設備についてはここにはコメントがなかった。上尾市で子どもの読書活動推進センターというのが、富士見小学校にあること自体が、あまり知られていない。私自身いつも感じている。子どもの読書活動推進計画といっても、子どもたちがたくさん来るような施設・設備にしていくということがいつも基本のところにある必要がある。私は公民館運営審議会委員でもあるが公民館のほうは数件しか市民コメントが来なかった。それと比較すると図書館は、すごい量であるが、20何万都市にしては、11人、子どもの読書活動推進計画にいたっては3人というのは、少ないと感じる。自粛中の公民館、コミュニティセンター、イコス、図書館の市民の利用を比較すると、図書館はすごく利用者が多いことが分かった。家での自粛中に本を読まれる方が非常にいたということだと思う。そういう意味で図書館への関心は非常に上がっていると思う。だからこそ、厳しい財政は理解しても施設・設備の整備は重要ではないかと考える。ところで、私は、上平に住んでいるが、2か月ぐらい前、上平複合施設についての状況のパンフレットが届いた。そこには図面などもあったが、子供たちが入りやすいためにも図書室は1階が良いと思う。教育委員会に対し、館長には是非意見として伝えてもらいたいと感じている。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>